令和５年度　一般廃棄物最終処分場（放流水質）

1	設置主体名	利根東部衛生施設組合
2	施設名	一般廃棄物最終処分場

３　放流水に係る確認項目

根拠	No	検査項目	単位	一律基準 基準値	一律基準 回数（/年）	自ら定めた管理基準 基準値	自ら定めた管理基準 回数（/年）	採水日 6月1日 放流水質※1	採水日 9月7日 放流水質※1	採水日 12月7日 放流水質※1	採水日 3月7日 放流水質※1
A	1	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	未検出	1以上			＝ 未検出			
A	2	全水銀	mg/ℓ	0.005	1以上			＜ 0.0005	＜ 0.0005		
A	3	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.03	1以上			＜ 0.003	＜ 0.003	＜ 0.003	＜ 0.003
A	4	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上			＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01
A	5	有機燐化合物※2	mg/ℓ	1	1以上			＜ 0.1			
A	6	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.5	1以上			＜ 0.05	＜ 0.05	＜ 0.05	＜ 0.05
A	7	砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上			＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01	＜ 0.01
A	8	シアン化合物	mg/ℓ	1	1以上			＜ 0.1	＜ 0.1	＜ 0.1	＜ 0.1
A	9	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.003	1以上			＜ 0.0005			
A	10	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	1以上			＜ 0.01			
A	11	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	1以上			＜ 0.01			
A	12	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	1以上			＜ 0.02			
A	13	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	1以上			＜ 0.002			
A	14	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	1以上			＜ 0.004			
A	15	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	1以上			＜ 0.02			
A	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	1以上			＜ 0.04			
A	17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3	1以上			＜ 0.01			
A	18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06	1以上			＜ 0.006			
A	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	1以上			＜ 0.002			
A	20	チウラム	mg/ℓ	0.06	1以上			＜ 0.006			
A	21	シマジン	mg/ℓ	0.03	1以上			＜ 0.003			
A	22	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	1以上			＜ 0.02			
A	23	ベンゼン	mg/ℓ	0.1	1以上			＜ 0.01			
A	24	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	1以上			＜ 0.01			
A	25	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	1以上			＜ 0.05			
A	26	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	50	1以上			＜ 0.2	＜ 0.2	＜ 0.2	＜ 0.2
A	27	ふつ素及びその化合物	mg/ℓ	15	1以上			＜ 0.2	＜ 0.2	＜ 0.2	＜ 0.2
A	28	アンモニア性窒素等※3	mg/ℓ	200※4	1以上			＜ 6	＜ 8	＜ 8.3	＜ 8.8
A	29	n-hex抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/ℓ	5	1以上			＜ 1	＜ 1	＜ 1	＜ 1
A	30	n-hex抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/ℓ	30	1以上			＜ 1	＜ 1	＜ 1	＜ 1
A	31	フェノール類含有量	mg/ℓ	5	1以上			＜ 0.1		＜ 0.1	
A	32	銅含有量	mg/ℓ	3	1以上			＜ 0.01		＜ 0.01	
A	33	亜鉛含有量	mg/ℓ	2	1以上			＜ 0.01		＜ 0.01	
A	34	溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10	1以上			＜ 0.01		＜ 0.01	
A	35	溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10	1以上			＜ 0.01		＜ 0.01	
A	36	クロム含有量	mg/ℓ	2	1以上			＜ 0.01		＜ 0.01	
A	37	大腸菌群数	個／cm3	3000	1以上			＜ 30	＜ 30	＜ 30	
A	38	燐含有量	mg/ℓ	16	1以上			＜ 0.05		＜ 0.05	
B	39	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10	1以上						

注　1. ※1の放流水質において、定量下限値未満の場合は、左欄に"＜"を記載し右欄に定量下限値を記載すること。

2. ※2 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）をいう。

3. ※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物をいう。

4. ※4 アンモニア性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をいう。

＜根拠法令等＞

A	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
B	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令